

平成27年第4回定例会議事日程（第4号）

平成27年12月18日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第67号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第68号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第1 発議第6号 町営団地及び住宅施策に関する決議について
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

平成27年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成27年12月18日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	12月18日 10時00分		
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明	
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦	
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子	
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋	
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 今富壽一郎	会 計 管 理 者 田中 修
	教 育 長 園田 陽一	住 民 課 長 瀬口 浩
	総 務 課 長 守口 英伸	健康福祉課長 上西 裕
	企画財政課長 奥田 健一	産業建設課長 赤尾 慎一
	税 務 課 長 峯本 安昭	上下水道課長 赤尾 肇一
	教 務 課 長 江河 厚志	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志
	書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第56号から日程第13、議案第68号までの11案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告。

議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について所管事項、議案第67号吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について、去る12月9日、12月16日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、改正の意義、目的について説明してください。現在の方法だと治療に専念できないという認識ですか。今、町としては職員援助プログラム（委託先「EAP」）があったと思うが、導入の理由、目的は何ですか。

この条例の一部改正は職員にとっては、プラスになると考えるのですか。

休職期間が3年を過ぎるとどうなるのですか。改正をしないとじっくり治療に専念ができないのですか。

地方公務員法では、3年超えれば免職だと。3年経過前に一、二年勤めた場合、3年後にまた同一疾病で休んだときはどうなるのですか。

条例改正をしたらリセットができなくなるのですか。

EAPに相談をして、重篤にならないようになったのですか。

現在、セカンドオピニオンは、どういう先生になっていただいているのですか。

職員労働組合と協議はできているのですか。

職員に条例改正の反対者がいる以上、原因、要因をもっと精査して出されても遅くないのではないですか。

等々の質疑がなされ、意見では、セカンドオピニオンの先生の意見などを十分に精査した上で改正だろうとは思いますが、現在も3年というのがあるのですから、職員援助プログラムを利用し、それ以後の方々には処理ができているというような話を聞きました。今結論は出しにくいなと思います。組合との協議を見守りたい。継続審査にしてもよいのではとの思いです。職員組合も賛成・反対の意見があると聞きました。現場で残って頑張らせていただいている方々に負担がかかるというの、いろいろな意見を聞いて理解ができます。もう少し解決策ができるのだらうと思うし、今の援助プログラムがうまく機能しているようなので、もうしばらくこのままでよいのではと思い、反対いたします。

等の意見があり、採決では可否同数となり、委員長裁決の結果、原案は否決すべきものと決定いたしました。

議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、この条例の一部改正は、年金制度の統合に伴うものと聞いたが、もう一度説明をお願いします。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、歳出、住宅費250万円の歳入はどこなのか、説明をお願いします。一般財源の地方交付税、繰越金のどっちとは限らないということですか。

築上東部乗合タクシー車両購入負担金について、お年寄りも乗るので車高が低いなど、現行の車両に比べてニーズに合った車両にするのですか。

給与費明細書に関連して、職員数が少なくなっているが、本来はどれくらいの人数が適正と思われませんか。

等々の質疑が行われ、意見では、適正な人員の配置、必要ならば臨時職員の方を適正に採用して入れていただきたく、賛成意見とします。

今回の補正予算には、築上東部乗合タクシー車両の買いかえが入っています。買いかえるに当たって、身障者、老人に優しい車を要望しているという非常にうれしい答弁があり、今から高齢者が車を乗らないでも動けるまちづくりの中、大いに新車両が町民に勇気づけられる車になるであろうということを期待し、またあわせて、個人的な意見ではありますが、上毛と吉富の間を走る築上東部乗合タクシーに、できれば愛称等を募集しながら、より地域住民に支持される車になることを期待して、賛成意見といたします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、体育施設費の修繕料で、漁港グラウンドの野球ベンチのビス腐食の処置について、説明の中では、増す打ちをする、さびた物はそのままというような話でしたが、それもとってしまっって新しい物にしたほうがよいのではないですか。

サッカーコートにあるベンチは、同じ物のつけかえではまた吹き飛ばすような気がしますので、野球のベンチと同じような物にしたほうが飛ばなくてよいのでは。どっちがよいかなどの検討はしたのでしょうか。

等々の質疑がなされ、意見では、今の担当課長の答弁では、専門家の意見を聞きながら、より強度のある方法で検討するということなので、それを前提に賛成します。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報

告を行います。

議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について所管事項、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、去る12月9日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、乳幼児・子ども医療請求システムは、いつの時点で切りかえをするのですか。

大分の医療機関に子供がかかる場合のものだと思うが、保護者などに切りかえの手続が必要となるのですか。

障害児通所支援事業費の内容を教えてください。

在宅ねたきり老人等介護手当は、追加の3人分だということだが、在宅で介護している人は結構いると思うが、知らない人もいるのではないか。支給額は1件当たり幾らですか。

介護手当の支給要件は、要介護1でも寝たきりになれば出るのですか。

重度障害者医療扶助費の内容を教えてください。

住宅管理費の修繕料の内容を詳しく説明してください。入居者が出ていくときに、敷金での原状復帰をすることがあるが、それとの関係はどのようなのですか。

幸子団地は建築後20年が経っていて、経年劣化があり、今からの入退去の部屋は全てこのような形でリフォームするのですか。

前の入居者が出ていってリフォームをする・しないの判断は、担当課でしているのですか。

入退去時の確認は職員がしていると聞いたが、不動産の資格か何かを持っているのですか。

幸子団地は今3戸あきがあるが、別府団地用に確保しているのですか。きょう時点から来年までの間は、空き室として置いておくのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、住宅管理費の修繕料について、町として提供すべきものは町が責任を持ってリフォームすることは大賛成ですが、町のものに一定期間以上あきをつくり、本来入るべき、いわゆる住宅困窮者という方が入れない状況を生み出す行為はいかかなものかと。

ほかにもいろいろ方法はあると思います。その対策をとっているのか。正直判断がつきませんので、私はこれに関して反対いたします。

等の反対意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでありま

す。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、保険給付費の一般被保険者医療給付費、一般被保険者高額療養費の増額の説明をしてください。高度治療がふえたからという理由だが、町民が安心して健康で暮らせるためのお金であり、高い、安いを言うつもりはないが、当初予算から比べてかなり費用が伸びている。高度治療がふえたからといって、1年でそんなに一気に治療の内容が変わったのですか。

検査をする人がふえたから治療費がふえたというが、総体的に治療にかかる費用が減っていかなければならないのでは。

健康づくりをして、病院にかからなくて済む、長生きして幸せに住めることを前提に、検査、治療も大事だが、その前に根本的なところを町は重点的にやってはどうですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、債務負担行為のクリーンセンター等警備保障業務委託は、町全体の警備関係を5年間の債務負担にするものと一緒だと思うが、どういう内容の警備なのかを説明してください。防犯カメラの設備はあるのですか。

侵入者があったような事例がありますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、債務負担行為に関する調書の幸子浄水場警備の内容について説明してください。監視カメラの設備はあるのですか。上水道は人の口に入るものなので、特に厳しくする必要があるのかと。そういうものがあつたほうがよいと思うが、これは5年間の契約なので、社会情勢がどれだけ変わるかわからない。その辺も視野に入れた上で警備をしたほうがよいのでは。

等々の質疑がなされ、意見では、今から先、口に含むものは一番大事になってきます。今回の

債務負担行為は5年という長きにわたるものなので、私としては、今回十分な内容だと思いますが、もっと先を見据えて、5年後にどうなるかわからないので、もっとここにお金の投資は必要だと思います。そこに力を入れてもらえることを期待して、賛成いたします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私は、プライバシーの侵害、漏えいの危険、なりすまし等、悪用などが危惧されるマイナンバー制度そのものに反対です。この条例案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本です。

マイナンバー制度、まだ町民の方に十分告知をされてるとは思えませんが、今後、告知をいろいろな形でやられるとお聞きしておりますので、十分みんなにわかるような説明で、今後とも頑張ってくださいと思います、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これについても、先ほどと同じ理由での条例改正案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第56号と同一の内容にて賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

今までの経過から、まずは職場環境の改善、環境づくりが優先されることと思われ、再度検討を試み提案すべきと考え、今回の条例改正には反対といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。原案に対する反対討論。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本条例改正案は、病気の原因が職場環境にあるかどうかということとを全く考慮しておりません。原因が職場環境にあるのなら、責任を問われるのは町長及び管理職です。にもかかわらず、本条例改正案は、病気になった個人に責任を帰するものになっており、個人の尊厳に立脚した日本国憲法のもとでは成り立たないものです。

また、民間企業の実態を基準にするべきではありません。この間なされてきた給料に関する負のスパイラルを繰り返してはならないのです。公務員労働者の労働条件のあり方が労働者全体のよりどころとなるように設定すべきです。

さらに、職員の活力は町の活力に直結しています。活力ある吉富町を構築していくためにも、本条例改正案の方向は間違っていることを訴え、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 原案に対する賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 原案に対して賛成討論を行います。

担当課の説明によりますと、職員組合のほうから休職者を出さない職場づくり、また、経過措置として、施行日前は含めないという答弁をいただいております。

この件につきましては、社会一般的な今のこの日本の労働環境において、避けがたい一定程度の措置ではないかというふうには私は考え、今回の執行部提案に対して賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 原案に対する反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。議案第58号、反対討論を行います。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

一般職員で勤務実績がよくないと判断されたり、心身の故障のために職務の遂行に支障等が生

じる場合、本人の意思に反して行われる処分に関する改正案であります。

心身の問題で休職中の職員は、医師による治療に専念し、職場復帰を果たさなければなりません。

問題は、休職と職場復帰を繰り返した場合、担当課の同僚職員への実務負担等の長期化による影響が懸念されるとも指摘されているところです。

一方、公務員の身分保障については、その職務と責任の特殊性において、民間とは異なる法律、規則を持って別段に定められております。この公務員の身分保障を悪用した場合は懲戒処分が設定されております。

不幸にして心身の病気治療のために休職を余儀なくされている職員と、人員削減政策と多様な住民ニーズに応えるべく少数で奮闘している職員の職場環境など、それぞれ2つのことを考えるとき、今議会に提案された分限条例の改正案は、いまだ町民、職員への効果と悪影響が審議未了であり、継続審査が必要と考え、今議会では否決すべきものと思ひ、同僚議員の原案否決の賛同を求めるものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号平成27年度吉富町後期

高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

**日程第10. 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は委員長報告のとおりに決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第67号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第67号吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） マイナンバー制度の導入に反対であるということがその理由です。あわせて、この制度が法人に新たな業務と費用の負担を押しつけるものであることを指摘して討論とします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第67号吉富町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第68号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第68号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第

6号)についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 議案第68号平成27年度吉富町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

内容につきましては、サッカーグラウンドの修繕並びに野球グラウンドの設備の改修ということをお聞きしております。よりよい環境づくりを今後も努めていただきたいということに期待をして賛成討論といたします。

○議長(若山 征洋君) 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありますか。横川議員。

○議員(5番 横川 清一君) 5番席、横川です。

危惧していた点も総務文教委員会の中で十分論議していただいたようなので、今後とも工期・工法等には十分気をつけていただいて、賛成討論といたします。

○議長(若山 征洋君) 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成27年度吉富町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決されました。

山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 2番、山本。動議を提出いたします。(「賛成します」と呼ぶ者あり)

町営団地及び住宅施策に関する決議についての発議案を提出いたします。

書面にて事務局に提出しておりますので、御観察をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ただいま、山本議員外1名から町営団地及び住宅施策に関する決議についての発議案が提出されました。この発議案は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

事務局に議案を配付いたさせます。

暫時休憩します。

午前10時46分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、山本議員外1名から提出のありました町営団地及び住宅施策に関する決議についての発議案を、この際直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、町営団地及び住宅施策に関する決議についての発議案を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第6号町営団地及び住宅施策に関する決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 発議第6号町営団地及び住宅施策に関する決議について。

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

理由。吉富町の増加傾向にある財政負担の中、人口減少時代に伴う住宅供給と施策に関して、第2次財政計画に沿った施策と町営住宅長寿命化計画の見直しに取り組むよう、以下のとおり本議会として決議する。

1、町営団地建設は国の算定基準（標準建設費）を前提とし、着工前に議会と十分協議をすること。

2つ、空き家対策は、低所得者及び住宅困窮者対策も考慮すること。

3つ、町営住宅（団地）は、人口減に伴う住宅供給数を十分考慮した上で、常に見直しを行うこと。

4つ、住宅施策は、財政負担及び将来負担を十分考慮した内容で取り組むこと。

以上を決議する。平成27年12月18日、吉富町議会。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番席、横川です。

この決議文の目的は理解できるところが多々ありますが、下の内容については、急に出されて、私自身では熟慮できません。また、文言一つ一つについて疑義がありますし、一人一人の思いが違うと思いますので、この決議文については継続審査すべきものと思ひ、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論しますんですが、今の反対討論、質疑ありませんかと言うたときに質疑をしてくれんやっただですか。疑問があるんでしょう、疑義が。疑義があるんなら、発案者にただしてください。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、あなたの先討論してください。人のことは言わんでいいですから。あなたの賛成討論を。

賛成討論しないんですか。（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）してください。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論ですけどね、反対討論なら、質疑をしてくださいと言ひよるんですよ。（発言する者あり）わからんのならね、反対とかせんで、質疑をしてくださいと言ひよるんですよ。わかりました。

これは、ぜひとも皆さんといろいろ議論した中、必要な決議でありますんで、ぜひとも賛成していただきたいと思ひます。よって、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。

きょう、言い方悪いけど、唐突にいただいた決議を見たときに、まさに書かれてること至極当然。当然過ぎるほど当然というふうに、ぱっと見て、ぱっと流して、ぱっと読んで思う次第では

ございますけども、決議のこういう文は当然過ぎるほど当然だと私は考え、決議の内容という解釈で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町が設置すべき住宅の戸数の土台の一つとなっている人口の変動の中で、町営住宅長寿命化計画の見直しは当然だと思います。

また、空き家対策も柔軟に取り組むことは大切で、提案されていることは健全な町政運営に利するものと考え、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。

まさに住宅に関しては、需要と供給のバランスももちろん大事でしょうけども、現行の執行部のやり方に対して賛成ですので、この決議に反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、発議第6号町営団地及び住宅施策に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中

の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時04分閉会
